

## 第 1 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年2月9日(金)午後3時20分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	
	9番 山本 壽孝 委員	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	8番 山上 真治 委員			
推進委員(7名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
		北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第52号議案 非農地の現況証明について 第53号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第54号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第55号議案 農用地利用集積計画の決定について 第56号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について 第2号 2アール未満の農業用施設の届出について 第3号 電気事業者が行う送電施設等の工事に伴う農地転用の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事 議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、平成 29 年度 第 11 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので、本総会が成立することをご報告致します。開催にあたりまして、長谷川会長からあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは日程に従って進めさせていただきますが、2 番の議事録署名委員の指名でございますが、こちらの方から指名させて頂いてよろしゅうございますか？</p> <p>《委員から「はい」の声》</p> <p>はい。ご了解頂いたと云う事で、そのように進めさせていただきます。議事録署名委員と致しまして、7 番山下 昇委員そして 9 番山本壽孝委員、以上 2 名の方よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>3 番、議事に入ります。議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について審議を致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 南谷●●●、譲渡人は 南谷●●●、 土地の所在 大字 南谷——、地目は台帳・現況とも 畑、利用状況 畑、面積 329 m<sup>2</sup>、ほか 5 筆で一覧表に記載のとおりです。合計面積は 4,097 m<sup>2</sup>、親子間の贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 40 アールです。</p> <p>番号 2 譲受人は 南谷●●●、譲渡人は 南谷●●●、 土地の所在 大字 宇野——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 2,773 m<sup>2</sup>、同じく大字 宇野——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 881 m<sup>2</sup>、同じく大字 宇野——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 916 m<sup>2</sup>。こちらも親子間の贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 64 アールです。</p> <p>以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満</p>

議案第 52 号 非農地の現況証明について	議長	<p>たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい、ご苦労さんでございます。いずれも 1 番 2 番親子間贈与と云う事で、申請が出ております。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方からご意見はございますか？ ございませんか？ それでは私から。番号 2 の譲受人●●さんは？ これは？ 権利取得後は 64 だけけれども。と云う事は今お持ちの農地があるかと？</p>
	事務局	<p>そうですね。世帯、●●家の世帯全体として 64 アールの経営面積がございまして、この度申請が出ておりますのは譲渡人名義の土地について、譲受人●●さんに名義を変えると云う事で。家族、譲渡人以外の名義の土地が●●家にはあると云う事でございます。</p>
	議長	<p>それは贈与してないけれども、カウントはしてあると云う事だな。</p> <p>はい、皆さんの方から他にご意見ございますか？ 無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてでございますが、申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方が賛成でございますので、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましましては、原案どおり認めることと致します。</p>
	事務局	<p>続きます、議案第 52 号「非農地の現況証明について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>はい。議案の説明をさせて頂く前に、ちょっとだけ付随する説明をさせてください。通常は 3 条 4 条 5 条の案件を審議してから非農地としておりましたけれども、この度非農地の現況証明願につきましまして、3 件ある中の 1 件につきましまして、次に出て参ります 4 条案件と関連がございまして、一般個人住宅の建設の転用なんですけれども、建築基準法上の接道の要件を今の段階では満たしておりません。で、この非農地証明願の出ている土地を取得することによって、建築基準法上の接道要件を満たすということが関連してございまして関係で、まず最初に非農地証明の関係を審議致しますのでご了解ください。</p> <p>そう致しますと、議案第 52 号「非農地の現況証明について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求</p>

	<p>議長</p> <p>横川委員</p>	<p>めるものです。</p> <p>資料は 3-1 頁と別添資料 1 の 1 頁</p> <p>番号 1 申請人 北福●●、土地の所在 大字 北福——、地目 台帳 畑、現況 山林、面積 612 m<sup>2</sup>、果樹園をしていたが 30 年以上前に耕作を止めている状態です。</p> <p>3-1 が航空写真による位置図です。お手元に配布しています別添の資料 1、1 頁目の左側が現地の写真でございます。手前側が僅かに果樹園の跡が見られますが、奥側は完全に山林、雑木林化している状況でございます。</p> <p>資料は 3-2 頁と別添資料 1 の 1 頁</p> <p>番号 2 申請人 石脇●●、土地の所在 大字 田後——、地目 台帳 田、現況 雑種地、面積 148 m<sup>2</sup>、20 年以上前から耕作を止め、農地として利用していない状態と云う事です。</p> <p>3-2 が航空写真による位置図で東側は水路に接し、西側は用水と道路に接した場所です。現地の写真は別添資料 1、1 頁の右側が現地の写真です。</p> <p>資料は 3-3 頁と 3-4 頁及び別添資料 1 の 2 頁</p> <p>番号 3 申請人 久留●●、土地の所在 大字 久留——、地目 台帳 畑、現況 宅地、面積 3 m<sup>2</sup>、同じく大字 久留——、地目 台帳 畑、現況 宅地、面積 9 m<sup>2</sup>、昭和 60 年頃、隣接する公道との間にコンクリートブロック壁を設置し、庭園として使用している状態と云う事です。</p> <p>3-3 が航空写真による位置図で、中ほどの細い道べりに赤く着色している場所ですが、赤色と黒っぽい青色で四角く囲っているのは、次の議案の 4 条案件の場所です。3-4 に公図を付けておりまして、黄色に着色してあるところが申請地の二筆でございます。現地の写真は別添資料 1 の 2 頁目でございます。ブロック塀に囲まれた場所です。ちなみに右下の写真の開けた場所に赤線で囲った箇所が、次の 4 条申請の場所となります。ちなみにこの番号 3 の二筆ですけれども、いずれも 3-4 の公図を見て頂きますと、隣接する筆をそれぞれ分筆して 3 m<sup>2</sup>と 9 m<sup>2</sup>と云う事になります。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、この 3 件ともすべて現地に出向いて確認を行っております。現地確認を代表致しまして横川委員、報告をお願い致します。</p> <p>失礼します、横川です。本日、会長を始め委員、推進委員、7 名で現地の方を午前中確認させて頂きました。その報告をさせて頂きます。まず 1 番の資料 1 の左側を見て頂けますでしょうか</p>
--	-----------------------	---

議案第 53 号  
農地法第 4 条の規定による

議長

か？この所ですけど、附記の方に明記してあります様に 30 年以上前から耕作していないと。で、今雪がある状況です。これは年末近くに取りれた写真であります。今日午前中に行った時も似た様な状況で、もうちょっと雪があった状況で。下地の方は見えないんですけど、夏になると雑木が生えて来るなど、葛とか。ほとんどがもう荒地状態になっていると云う形であります。

続きまして 2 番です。資料 1 の右側ですね。この所、赤枠で囲ってあるんですけど、その隣接の奥に見える所でちょっと向うですね。奥の方は畑地には、作物はちょっと作っているんですけど、まあ雑事畑みたいな状況であります。で、ここも雪に覆われてこう云う状況ですけど、ほとんど作っていないかなと見受けられます。で、下側の隣接地も耕作放棄地。草を刈っておられるんで保全管理みたいな状況であります。

それから、資料 1 の頁をめくって頂き、久留の所です。これは右と左両方にあるんですけど。この所が、先ほどの資料で、黄色で着色してある所の申請地なんですけど。この道幅が狭いと云う事で、奥に建物を建てようにも建てれる状況にありません。ただ、この奥になれば結構広くなるんですけど。ただそこまでの。建築基準法ですか？あちらの方としましても、ここを拡張しなければできないと。それから申請者の方が、家を建てようにもその場所しか無いと。これはもう致し方ないかなと見受けられたんですけど。まあ、入る道が狭いと云う事で、この様な申請をされたと思います。現地確認、良い具合に説明できなかったんですけど、以上で現地確認の報告を終わらせて頂きます。

はい、ご苦労さんでした。それでは説明並びに現地の報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方からご質問ございませんか？

ご質問は無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 52 号「非農地の現況証明」について、申請どおり認めることにご異議の無い方、賛成をすると云う方、挙手をお願い致します。

《全員賛成》

はい、それでは全員の方でございますので、全員の方が賛成でございますので、議案第 52 号「非農地の現況証明」につきましては、申請どおり認めることと致します。

続きまして議案第 53 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。

許可申請	事務局	<p>議案第 53 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は資料 1 の 4 頁から 11 頁</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 久留——、現況地目 畑、転用面積は 80 m<sup>2</sup>、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は 77.84 m<sup>2</sup>です。申請人 はわい長瀬●●</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第 2 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連担する区域に近接する区域内です。許可根拠規定は 集落接続、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 有り です。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟、隣接宅地を含む事業全体面積が 369.92 m<sup>2</sup>、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>別添資料 1 の 4 頁目に、先ほどの非農地の 3-3 と同様の航空写真による位置図を付けております。頁をめくって頂き、5 頁目が拡大図ですが、赤色が農地転用部分、青色が農地以外の地目で宅地整備する事業区域です。次の 6 頁目が公図、7 頁目が土地利用計画図でございまして、黄色く塗っております所がこの度の申請地でございます。8 頁目が雨水と下水の計画配管図、9 頁目が申請地周辺の上水道並びに公共下水道の管路図、10 頁目が建物平面図、11 頁目が立面図です。申請者は平成 29 年 3 月に持ち家を焼失致しまして、住宅の再建を計画したものです。しかしながら、従前の進入路は建築基準法の要件を満たす道幅が無いため、隣の用地を分けてもらい進入路を拡幅。元の宅地の形状では家屋の配置や自家用車の回し場に支障があるため、住宅再建にあたり自己所有の畑を宅地拡張するものです。なお、雨水は以前の住宅同様の地下浸透であり雨水枡を設置することから、隣接農地への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害もないことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって本申請は、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上でございます。</p> <p>議長 はい、ご苦労さんです。この案件につきましても、現地に向いて確認を行っております。それでは横川委員、代表して報告をお願い致します。</p> <p>横川委員 はい。2 頁目の右側の下を見て頂けますでしょうか？赤で、奥に赤く線ですてある所、この</p>
------	-----	---

	<p>議長</p> <p>清水委員 事務局 議長 事務局</p> <p>中村委員 議長 中村委員 事務局</p>	<p>所が申請地であります。周りに家を建てるにしても、その周りが畑地、それから家などがもう隣接していると言う事ですけど。ちょっと離れた所にあるんですわ。それで、その所は周りに影響がないではないかと思われましたんですけど。以上ですけども報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さんです。それでは説明並びに現地の確認報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質問はございますか？どうぞ、清水委員どうぞ。</p> <p>先ほど局長が言われたですけども、道路の幅員と云うのは接続されているんですか？今はよろしいですか？</p> <p>どうぞ。</p> <p>無くなってしまった昔の家と云うのは、都市計画法上の網が掛かる前から存在していたものですので、後から法規制しても現に有るものについては、規制が掛かったので取り除いてくださいと云うそう云う訳には参りませんので。有るべき姿として認められている訳なんですけれども。ただし、建替えるにあたっては法の規制がきちっと入ってきますので。今々が2m程度の進入路しかないです。で、先ほど非農地決定をして頂きました土地を、●●さんが分けてもらうことによりまして、そこを進入路として整備して、建築基準法上の道幅を確保致します。それとセットで屋敷の造成並びに建築と云う、大きな一帯の事業と云う事で取り組む事によって建築が可能と。そう云う話になります。ですので、今は未だされてないと云う事で。これから道を広げると云う事になります。</p> <p>買われると云う事ですね？●●さんが。良いですか？</p> <p>どうぞ。</p> <p>そうしたら今買われた土地を道に使って入るんですけど、●●さんの宅地、ここにもう既に家が有るんですか？奥の方に何か——と云う地番の、畑ですよ？畑の中に道を作られるんですか？</p> <p>そうしますとね。分かり易いのは別添資料の5頁目をご覧頂けますでしょうか？赤く塗っております所が、——番地を分筆されました。で、赤く色を塗っている所が今の——と云う地番になりました。で、図面上は上側の広い所が——番地と云う筆に変わりましたが、そこが畑の部分ですよ。で、●●さんが持っておられる土地と云うのが、青色で囲っている部分です。ただ、尻尾みたいに出ています所が、これが▲▲さんから分けてもらう所が尻尾みたいになってい</p>
--	--	---

	<p>中村委員 事務局</p> <p>中村委員 事務局</p> <p>議長 中村委員、中村委員 議長 山本壽孝委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>る所なもので。元々は、ちょっと分かり難いんですが、——番地と云う土地が宅地でございます。そこに元々の屋敷があった所であります。</p> <p>なら、これ、道じゃなくて宅地の中、駐車場か何かですか？ここは。</p> <p>今はただの更地に戻してあるだけで、赤く塗ってある所は農作業小屋が建っていたんです。で、その奥に畑を作っておられたと云う様な状況であります。火事で母屋と、それから裏手の農作業小屋が焼けてしまって今は更地になっており、先ほどの現地写真を見て頂くと、なにかスカッとした所になってしまっていると云う状態であります。</p> <p>じゃあこれ、入り口から奥の方に家を建てられると云う事ですね？</p> <p>そうですね。用地の使い方については7頁目をもう一度見て頂けますでしょうか。右下に尻尾みたいになっている所が、この度、さっき非農地で決定したところの土地。分けてもらう土地部分になります。尻尾より上側と云う所が元々の●●さんの土地で、黄色い所が畑部分なんですけれども。どうしてもやはり駐車スペースですとか、車の廻し場とかを設けようと思ったら、この図面の様な土地の使い方をしないと家が建てられないと云う事で、必要な 80 m<sup>2</sup>のみの転用申請と云う事になりました。</p> <p>えっと、良いですか？清水委員、中村委員良いですか？</p> <p>&lt;良いです。&gt;</p> <p>はい、他の方は？</p> <p>議案の3-4の公図を見るとね、——番地が▲▲さんの土地と云う事になっている様で。道がつかないんじゃないか？これ、進入路が。ここも買収しないと。</p> <p>説明させていただきます。</p> <p>はい。</p> <p>説明をさせていただきます。今ご覧頂きました——番地の土地。それから分かり難いんですけどもね。——番地と云う細い三角形が元々ありまして。そこも▲▲さんの土地なんですけれども。ここは地目が、台帳地目が山林になっているんですよ。山林になっているもので。もちろん三角形の所に真ん中に線が、ちょっと見難いんですけどもね、線が入ってまして。▲▲さんから分けてもらうのは、——番地、——番地、——番地の3筆を分けてもらうと云う事になります。小さい筆ばかりになっていきますけども、3つの筆を分けてもらって、我が家の土地まで繋げると。</p>
--	---	---

<p>議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による 許可申請について</p>	<p>中村委員 事務局</p>	<p>それで我が家の進入路になると云う事です。 それが説明が無いと分らん。 確かに。黄色だけしかしていないもので。ですから畑部分の土地と、それから山林部分の土地が。山林地目の土地がございますので。ちょっと。パッと見は分かり難いと云う事になってしまいますけれども。いずれにしましても、公道と我が家の土地との間部分を▲▲さんから分けてもらって、自分ちの土地にして通路とされると云う計画でございます。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>分かり難いでしょ？ すみません。</p>
	<p>議長</p>	<p>いやいや、こんな町の中に山林が。山林地目があるなんて思わんからね。山本委員、とりあえず今の質問は？</p>
	<p>山本寿孝委員 議長</p>	<p>はい。 ちょっと聞いてみます。えっとね。この資料 1 の 8 頁のね。公共柵があつて、公共柵があつてと云う事で繋いで行くんだけど。この右側凹んでいるの墓地だよな？現況は違うかな？</p>
	<p>事務局 議長</p>	<p>現況は道路です。 現況が道路なら良いか。</p>
	<p>事務局 議長</p>	<p>現況は、そこは道路です。用地は出てますが。 はい、その他ございますか？無い様ですね。それではこれで質疑を終結致します。それでは採決を行います。議案第 53 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」でございますが、これを申請どおり申請どおり認めることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p>
	<p></p>	<p>《全員賛成》</p>
	<p></p>	<p>はい、全員の方でございます。従いまして、「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、本委員会では認めると云う事に致して、鳥取県知事の方へ進達を行います。 続きまして、頁 5 頁。議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願いします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があつたので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p>

資料は、別添資料 1 の 3 頁と 12 頁から 20 頁

番号 1 土地の所在 大字 白石——、現況地目 畑、転用面積は 500 m<sup>2</sup>、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、農家住宅 兼 事務所、建築面積は 164.00 m<sup>2</sup>です。譲受人 借人ですが、大字 白石●●、譲渡人 貸人ですが、大字 白石●●、使用貸借による権利設定です。

立地基準の判定に係る農地区分は第 1 種農地、区分決定根拠は 集団農地です。許可根拠規定は 集落接続、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。

事業内容は、農家住宅 兼 事務所 1 棟、延べ床面積 219.50 m<sup>2</sup>で、うち事務所の床面積が 15.50 m<sup>2</sup>、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済みでございます。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されています。

別添資料 1 の 3 頁目が現地写真です。頁をめくって頂き 12 頁が航空写真による位置図でございます。13 頁が公図、14 頁が簡易水道と集落排水の管路図、15 頁が土地利用計画図並びに排水計画も記載しております。16 頁が雨水排水の為に新設する側溝等の構造図でございます。17 頁と 18 頁が、一段低い所になっておりますので盛土造成の断面図でございます。19 頁が建物平面図、最後 20 頁が立面図でございます。ちなみに 19 頁の 1 階平面図で図が、右下の所が事務所と云う事になります。

申請者は白石集落内の現在の居宅が老朽化したことから住宅の建設を計画したのですが、集落内の道路は道幅が狭いため、積雪時には非常に苦労している為に、親族の所有地で住宅建築が可能な場所を探しましたが、申請地以外には建築可能な場所が無かったために申請地を選定したものでございます。

住宅建築にあたり、用地が隣接する町道よりも低いため道路高、及び東西の隣接地と同程度の高さまで盛土を行い、雨水排水は新設する側溝から既設の水路へ放流するものです。南の貸人が所有する農地側は法面整形をしますが、事業完了後に申請者が緑化をすると云う事を伺っております。

申請地の東側農地との境界には境界ブロックを設置するため農地への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害もないことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

よって本申請は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。

<p>議長 横川委員</p>		<p>はい。これも現地を確認を行っております。それでは代表して横川委員、説明をお願いします。</p> <p>3 頁目と 12 頁目を見て頂けますでしょうか？3 頁目の所がこの申請地の場所であります。まあちょっと落ち込んだ所で。ここを、盛土を行い、排水計画等もしてあります。で、落ち込んだ所に関しましては、周辺地域に影響は無いものだと見受けられました。それからこの白石の集落ですけど、今のこの申請地から上に 130mほど離れています。住宅地の方に影響は、これと云って無いではないかと見受けられます。それから、この元々の所は芝畑であります。下の方にも排水もしてありますし、雨水などが出てもそんなにも影響は無いではないかと、私はその様に感じました。以上であります。</p>
<p>議長</p>		<p>はい、ご苦労様でした。それでは両名の説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方からご質問はございますか？</p> <p>如何でございましょう？資料等々を見ながら。じゃあ私からちょっと聞いてみましょう。断面図。16 頁と 17 頁の断面図にちょっと気が付きましたけれども。この流水方向と云う、16 頁に書いてある雨水排水の流れるところ。そして、右から左に流れているだろ？これは。流水方向と云う風に謳ってあるので。</p>
<p>事務局 議長</p>		<p>そうですね。右から左に流れて行く方ですね。</p> <p>図面を見るとなんだか。右方が上流になる様になってるんだな？</p>
<p>事務局 議長</p>		<p>水路としてはそうですね。</p> <p>なんだか右の方が低いような気がするんだが、これ。それと、これレベルが取れるだろうか？現場が、ちょっと、見ていたんだけど。15 頁の一番左側に柵があってですよ、ここが一番落ち込んでいるんですよね。ずーっと伸びて行って、今度は上に上がって、家の裏を通過して右下が一番上だな。ここからここまでレベルが取れるだろうか？それから、17 頁の北側の地図だけれども道路の高さがございませう。道路の高さ、例えば元へ戻って 16 頁。大きな側溝の様に書いてある図面の左側が道路だな？</p>
<p>事務局</p>		<p>えーっとね。いえ、道路は、見ている人が立っている場所が道路です、言ってみれば。右側が、小屋が建っている方。左側が田んぼの方側です。</p>
<p>議長 事務局</p>		<p>ちょっと待ってよ。何頁？</p> <p>16 頁。</p>

<p>議長 事務局</p>		<p>16 頁だね。 様はね、15 頁、道路側から見ている分です。青字で既存樹とか青い色で図面の左側の方に、中央よりちょっと下の方に入っていますけれども。そう云う事で入ります。</p>
<p>議長 事務局</p>		<p>これ、中間柵が作ってあるよね？</p>
<p>議長</p>		<p>はい。</p>
<p>事務局</p>		<p>中間柵はどこに描いてある？ここの。これ？</p>
<p>議長</p>		<p>《議長が、手元資料中の場所を示す。》</p>
<p>事務局</p>		<p>そうです。敷地内雨水柵がそれです。</p>
<p>議長</p>		<p>これ道路から結局何ぼある？例えばこの一番、15 頁の。道を見て、道からいくら高さがある？</p>
<p>事務局</p>		<p>道からは…。</p>
<p>議長</p>		<p>この町道は左から右に下がって行く道路であるから、右の方が当然土羽も上がるね？</p>
<p>事務局</p>		<p>え一つとね、道なりの高さだと思いますけれども。</p>
<p>議長</p>		<p>道なりの高さだったら、今度は水が流れないぞ。左側に。</p>
<p>事務局</p>		<p>柵の方が道より低いですから。</p>
<p>議長</p>		<p>だろうか？</p>
<p>中村委員</p>		<p>これ、柵の左は道路と違うんですか？</p>
<p>事務局</p>		<p>別添資料 15 頁でね、前面道路とかと云う風に書いてあって、断面図が道路の部分に張り付けてある状態です。16 頁の部分がね。で、それでちょっと分かり難いんですけども。そこが道路で、駐車場なりスッと入るように。それで高さに関しましては、すみません、別添資料 3 頁をちょっとご覧頂けますでしょうか？で、左側の写真、上下に電柱が建っているんですけども、その脇にあるのが既存の柵と云う事になります。で、道路高まで盛土をすると、柵は道より低い所になると。そう云う事になります。ただし道の勾配と、それから新たに設ける側溝なりの勾配と云うのは逆勾配になりますので、屋敷から上手側の既存の柵に水を流して行くと云う事になるのはなります。</p>
<p>議長</p>		<p>なるかな？</p>
<p>事務局</p>		<p>はい。</p>
<p>尾川推進委員</p>		<p>盛土されるんですから、なるでしょ。道より高くすると云う事だったんで。</p>

	<p>議長 横川委員 議長 事務局</p>	<p>結構高くしなければいけんよ。 ざっと目視で見た感じでは、2.5m以上はある高さ。下から。 まあこれは業者が書いた図面で。まあ間違いは無いと思いますけれども。 すみません、断面図。資料1の17頁18頁が、盛土の標準断面図と云う事なんですけれども。盛土高が1.5mから2mと云う事で、現況地盤から道路高までが1.5mから2mの、概ねそれ位の高さの差がありますよと云う事となりますので。何れにしましても、現況地盤から道路高までは盛土をすると、そういう計画になっておりますので、具体的な細かい数字と云うのは実地測量した上でないと出て来ないと。工事の段階でないと出て来ないと思うんですけれども、計画と致しましてはそう云う事で、道路高まで地盤を上げると云う事になります。そう致しますと、道路高よりも既存の柵の方が低いと云う事になりますので、水みちのレベルは取れて来ると云う話になります。</p>
	<p>中村委員 事務局</p>	<p>これ、道路と土地の間には水路が残る訳ですね？ずーっと。柵に一旦水が下がるんですけど、この柵は水路なんですよ？</p> <p>はい。今の質問にお答えをさせていただきます。既存の柵と云うのは、申請地の上手側の方にあるんですけども。それが白石集落側から流れてきた水をこの柵で一旦受けまして、道路を横断するための柵になります。</p>
	<p>中村委員 事務局 中村委員 議長</p>	<p>横断しているんですね？</p> <p>で、柵より下手。申請地側には一切水路は、今、ございません。</p> <p>そう云う事ですか。はい。</p> <p>いや、だからねえ。道はこうやって下がっているのに。水はこうやって下に流れる。これを敢えて上の柵へ狙って落とすという計画が。だから、出来ますか？と云う事をな、事業者にもう一遍正しておかなければいけないかもしれない。</p>
	<p>尾川推進委員 議長 尾川推進委員 事務局</p>	<p>17頁の所が路面より50cm位高くなる。最大50cm位高くなるのかな？そう云う風に書いてあるんじゃないんですかね？</p> <p>17頁。</p> <p>17頁。確か盛土で。</p> <p>ええ。17頁の上ですね。道路側断面図。そこ、現況道路高まで盛土します。</p>

	<p>議長 中村委員 議長 事務局 尾川推進委員 議長 事務局</p> <p>尾川推進委員 事務局 議長</p> <p>事務局 土井委員</p> <p>議長 土井委員 議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長</p>	<p>何ぼ上がる？</p> <p>1.5 から 2m。</p> <p>道から？</p> <p>いやいや、道の高さにすると云う事。</p> <p>道の高さに取り敢えずね。</p> <p>だから、道の高さにしたって流れないよと今言っているところだ。</p> <p>いえいえ。ただ、道の高さにそのまましちゃうと用地は斜めになっちゃいますので、用地が斜めにならないように、多分上手側の用地の高さに合わせる様な形に擦り付けて行くんだろうなと。と云いますが、駐車場が、15 頁の駐車場を見ますと、左側が上手になりますので、道路の出入りの方を、道の高さに恐らく合わせるだろうと云うのが普通の考え方になると思います。そうしますと、言ってみれば、右側の方に行けば行くほど道路高よりも屋敷の高さは高くなる。そういう事になると思います。普通に考えれば、です。水の勾配は取れると。</p> <p>基準は、左側が基準となって。</p> <p>そうですね。車が入り出す所が恐らく道路との基準になって来ると思います。</p> <p>いや、それは分かるんだけど、ただ眼で見た感じ、レベルが取れるだろうか？と云うところだ。</p> <p>それは大丈夫です。</p> <p>会長。資料 1 の 3 頁の左上。柵の高さと道路とを比べてみないな。道路より柵が下がっているけど。</p> <p>柵は下がっているよ。</p> <p>だから道路まで盛土すれば。</p> <p>私、柵の中に入って見た。入ってみてここ（ひざ上）まであった、確かに。ここ（ひざ上）まであってもね、結局はその深さ位、屋敷の中、通らないといけないからな。結局は。</p> <p>この上から落ちれば良いでしょ？このブロックの柵も。このブロック柵が道路より下がってるでしょ？</p> <p>下がり方が少ないんだ。もっとズドンとな。この（腰の高さ）辺まであるんだったら話も分かるよ。この（腰の高さ）辺までだったら。あの、結構メートルにして南北から 8m 位あるかな。</p>
--	--	--

	<p>事務局 中村委員</p> <p>事務局 中村委員 事務局</p> <p>中村委員 事務局 中村委員 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>いや、と云うのがね、何でこれを言うかと云ったら、住宅の場合にはこの排水の問題が県の審議会に出るんだ。必ず。それで、柵がこれだけの側溝で排水が賄えるかとかね。そう云った事がね、県の審議会ですら必ず出るんだ。</p> <p>何れにしましても、200×200の側溝を設けました上での、柵への引き込みですので。もう一度すみません。1.5mから2mの間で盛土して、道の高さに揃えると云う事ですか？この図面は？</p> <p>そうですね。</p> <p>上に、「真砂土で埋め立てる」って書いてあるんだけど。</p> <p>これは、見難いかもしれませんけれども、真砂土で埋め立てると云う矢印は、ここからここまでの範囲を示している。</p> <p>高さは道の高さですね？</p> <p>そうです、はい。</p> <p>はい。</p> <p>「真砂土で埋め立てる」の、赤字の方が上下のスケールで、上に横で書いてあるのは、ここからここまでですよ、の幅、範囲を示しております。ちょっと、ごめんなさい、分かり難い図面になっているかもしれません。</p> <p>分かり難い。実に分かり難い。この16頁の図面はほんとに。ここの右から、ぐるっと回っているんだよ家の後、排水が。</p> <p>それはパイプです。ぐるり廻るのはパイプです。言ってみれば樋の管がぐるっと回っている様なイメージを持ってください。</p> <p>ああ、はい。イメージを持った。そしてその柵は右の0.34で、パイプとパイプの間はこれで行くか？0.34の柵で。</p> <p>そうです。0.34の柵で樋から出てきた水を受けて、そこからコンクリート製品の側溝を通して、今度はまたパイプに変わって既存の柵に水が入ると。</p> <p>これは図面は、ここの所はモザイクが入れてあって縮小がしてあるけれども、これかなり長いから。</p> <p>コンクリート製品の側溝は6mですかね。6m区間をコンクリート側溝。</p>
--	---	--

<p>議長 事務局</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>まあ、業者がちゃんとするだろう。 建築の図面に、土木の図面をくっ付けている様な感じなんで、確かに分かり難い。土木屋さんが書く図面とはまた、建築の図面と違って来るんで、それに合わせるとちょっと分かり難いのかなと云う事があります。</p>
<p>議長 尾川推進委員</p>	<p>議長 尾川推進委員</p>	<p>この図面、何遍見ても理解できん。 そう言われるのは良く分かります。だから、図面自体がおかしい。図面自体が全部、横の側溝に向かって全部勾配が取ってあれば、誰も何も文句言わないだろうけれども、水平勾配みたいなもので細部に落とし込んである図面になっているので。そこで皆がおかしいんじゃないか？勾配が反対になっているんじゃないか？と云う事を思われる。多分流そうと思ったら流れる。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局</p>	<p>お気持ちは分かります。</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p>	<p>じゃあ進行します。</p>
<p>土海委員</p>	<p>土海委員</p>	<p>良いですか？</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>土海委員</p>	<p>土海委員</p>	<p>3頁目の写真。電柱が建っていますよね。この排水は、電柱の下も通っている？</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局</p>	<p>いやいや、そこで下手には無しです、水路は。そこの柵の所から道路を横断しているんですよ、水路は。</p>
<p>土海委員</p>	<p>土海委員</p>	<p>それに入れると云う事ですね？</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局</p>	<p>そうです。</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p>	<p>今の建物、既存の建物の雨水はどこに流れる？雨水排水は。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局</p>	<p>建物の排水は、建物の向こう。分かりやすいのは12頁をご覧頂けますでしょうか？12頁の航空写真の位置図ですね。小屋が建っている下手側に道があります。で、道を隔てて2軒民家が、屋敷が建っておりますので、そちら側の方に水は流しているんじゃないかと思えますけれども。水路がありますので。</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p>	<p>今の既存の。排水については。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p>	<p>じゃあ、それを使えば良いのにな。上の方に柵を求めなくても。下の方に求めれば良いのにな。いや、後々これがその、まあ、悪影響を及ぼさなければ良いけども。</p>

	事務局	<p>多分、ほぼ地下浸透みたいな恰好ではないかと思うんですけども。要は敷地に流しっぱなしの状態、側溝を設けてそこに流し込むとか、そう言う構造にはなってないと思われま。小屋につきましては、ちょっとよくは見てないですけども。</p>
	議長	<p>まあ、あれだろ。流しっぱなしだろう。処理がしていない。</p>
	尾川推進委員	<p>この3頁のね、今話題になっている柵なんですけどね。この柵の高さ。いわゆる欠点ですね。一番上の高さ、道路の高さって云うのは一緒なんですか？</p>
	事務局	<p>違います。</p>
	尾川推進委員	<p>柵の方が低いでしょ？</p>
	事務局	<p>柵の点の方が低いです。</p>
	尾川推進委員	<p>でしょ？で、道路の柵のあたりから、下側に向かって盛土をして。その盛土からぐるっと回ってきたやつを、この柵の中にストーンと入れると云う格好なんですか？</p>
	事務局	<p>はい。</p>
	尾川推進委員	<p>と云う事は、道路から柵が低いと云う事は、そこまで、道路まで盛土をすれば自然と、宅地になる所は高くなるんで、逆勾配でも流れると云う事ですか？</p>
	事務局	<p>そういう事です。はい。</p>
	議長	<p>いや、だから、こう云う事は断面図を作る時にね、例えば造成をする時にこう云う風な所をこう云う風に切っていきますよと云う。切っていく場合には、ここの盛土とここの盛土と全然違うんだ。そういった図面を挿入しなければいけない、本来なら。その図面を。どれだけの勾配があるかと云う。はい、分かりますか？</p>
	事務局	<p>標準断面図じゃなくてね。</p>
	議長	<p>そうそう。</p>
	事務局	<p>ポイントの断面図をね。</p>
	議長	<p>そうそう。</p>
	尾川推進委員	<p>誰が見ても分かるような図面をやっぱり、添付してもらわないといけない。</p>
	議長	<p>はい、その事は業者の方へ、念のために確認と云う事で。本当に水が流れるかと云う事が分かる様に。</p>
	事務局	<p>はい。</p>

<p>議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定 について</p>	<p>議長</p>	<p>その他ございますか？無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方が賛成でございますので、それでは議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、本委員会では認めることとし、県の方へこれを進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮り致します。</p> <p>まず、議案第 55 号に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、蔵本孝広職務代理、退席をお願い致します。</p> <p>《蔵本孝広職務代理退席》</p> <p>それでは審議を続行致します。改めて申し上げます。議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定」について説明をお願いします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 30 年 2 月 15 日です。</p> <p>資料は 6-1 から 6-4</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 16 、貸し人 27 件です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 17 件で 34,529 ㎡、3 年以上 6 年未満が 9 件で 15,110 ㎡、6 年以上 10 年未満が 2 件で 9,584 ㎡、10 年以上が 1 件で 7,999 ㎡です。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 62,112 ㎡、樹園地として利用が 4,844 ㎡、普通畑として利用が 266 ㎡です。利用権設定面積率は 0.482%です。</p> <p>詳細の各筆明細については 6-2 から 6-4 まででございます。全部で 29 件、整理番号 29 まででございます。なお、各筆明細の一番最後、整理番号 29 が中間管理事業分です。</p> <p>以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい、No. 29 がいわゆる担い手機構扱いと云う事ですね。それでは説明が終わりましたので、皆さん各筆明細をご覧頂きまして、お尋ねがございましたら挙手のうえ発言をしてください。少</p>

	事務局	<p>し時間を取ります。</p> <p>欄外に書いてあるのは、このあいだ説明しました様にですけども、新、更新、認定農業者、と云う風にありますけれども、分かりますね？</p> <p>これは年金絡みではない？無し？</p> <p>年金がらみと云いますと、29番、中間管理に出す案件ですけども。経営移譲と云う形を設けるために、全ての農地を中間管理に預けてしまう。で、農業を営むもので無くなった状態を作るという計画になっております。具体的には、実際のところ、耕作が出来なくなったからどうしようか？と云う事が出てまいりました。その中で、じゃあ誰に受けてもらうかな？と云う事も含めて、地域の方に間に入って頂いて相談をする中で、年金がもらえる様な段取りをしてあげるのが一番良いんじゃないかと云う事も出て参りましたので、この様に平成40年12月31日、10年を超える契約での中間管理事業への預け渡しと云う事になっております。行く行くは農業者年金と云う事で、計画を立てております。</p>
	議長	老齢年金じゃなくて移譲年金？
	事務局	移譲年金ですね。
	議長	こう云うやり方も出来るんだと云う風な知識も、皆さん持って頂きたい。
	事務局	この後は、次に出てまいりますけれども、利用配分計画で。耕作者はもう決まっているんですけども、その方にお渡しをすると云う事になります。ただ、もちろん中間管理事業に出してあります関係で、もし配分される方が途中で受けられないと云う事になれば、別の耕作者の方に配分と云う事になりますけれども。いずれにしましても、中間管理事業に10年を超えて預けていると云う状態になりますので、大丈夫と。
	議長	テクニックですから。
	中村委員	その中間管理機構が預かって、さっきの話じゃないですけど、やめちゃったと、出来ませんと云う事になれば、中間管理機構が探すんですか？
	事務局	具体的に申しますと、地元の役場が探す様なことです。役場なり農業委員会が探すと云う話なんですけれども。
	中村委員	結局また戻って来ると。
	事務局	現実的には。現実的にはそう云う事です。

<p>議案第 56 号 農用地利用配分計画の策定 について</p>	<p>議長 中村委員 事務局 議長</p> <p>土井委員 議長 土井委員 事務局</p> <p>土井委員 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>頑張って探さないといけないですわね。 中間管理機構に取ってもらったら、動かんでも良かったら良いけど。 実体としては地元の農業委員さんが動いているのが実情ですからね。 はい、それでは説明が終わりました。目も通して頂きました。お尋ねがございましたら、挙手 をしてお尋ねをしてください。 よろしいですか？ はい。 土井委員どうぞ。 4 番ですけど。通作時間と云うのは制限は？気高町って、何分くらいだったかな？ 基本的に審査事項の中で通作距離と云うのは審査の対象となって参りますが、隣接する市町で すとか、概ね 30 分以内程度だったら大体は、慣例上認められていると云う形態があります。 鳥取市は隣りだと云う事だから？ はい、そう云う事になります。中には関金の方からと云う事が有ったりしますけれども、良い 道を通れば十分に通作が可能と云う様なケースもございますので、ガッチガチでやっているもの ではなくて、概ねあの辺であれば良いのではないかと云う様な目安が出来ておりますね。 昔、東郷の農業委員会でもありました。大山の裏の方にトウモロコシ畑を作ると云って。それ も通ったから。通えないことは無いと云って。 はい、それでは採決を行います。議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定」につきまして、 原案どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。 《全員賛成》 それでは全員の方が賛成でございますので、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定」につ きましては、原案どおり認めることと致します。 議事へ入りますが、その前に。 《蔵本孝広職務代理着席》 それでは審議を続行致します。議案第 56 号「農用地利用配分計画の策定について」をお諮り 致します。それでは説明をお願い致します。 議案第 56 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配</p>
---	--	--

<p>4 報告事項 報告事項第 1 号 賃貸借の解約等の通知について</p> <p>報告事項第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用(2 アール未満の農業用施設)の届出について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は、別添資料 2</p> <p>農用地利用配分計画書の案はお手元の「資料 2」をご覧ください。農用地配分計画各筆明細ですね。権利の設定を受けるものは、門田●●、先ほどの議案第 55 号「農用地利用集積計画」で審議頂きました中の 5 筆で、10 年 10 ヶ月の使用貸借でございます。先ほどの整理番号 29 のものと云う事でございます。以上であります。</p> <p>はい、説明が終わりましたので、それでは質疑を行います。皆さんの方からお尋ねがございましたら、あります方は挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 56 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案どおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 56 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案どおり認めることと致します。</p> <p>以上で協議事項を終わります。それでは報告事項に入ります。報告事項第 1 号から第 2 号、第 3 号。これは事務局、一括しますか？それでは報告事項、一括して人事説明をお願いします。</p> <p>はい。まず報告事項第 1 号です。「賃貸借の解約等の通知について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので報告するものです。</p> <p>番号 1 貸人は 国信●●、借人は 国信●●、土地の所在 大字 国信——、地目は田、面積 1,379 m<sup>2</sup>、合意の成立日は平成 30 年 1 月 16 日で土地の引き渡し日も同日でございます。</p> <p>続いて、報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用(2 アール未満の農業用施設)の届出について説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>資料は 9-1 頁から 9-3 頁</p> <p>番号 1 届出人は 宮内●●、土地の所在 大字 野方——、地目は畑、面積 6,013 m<sup>2</sup>で、建築</p>
---	----------------------	---

<p>報告事項第 3 号 電気事業者が行う送電施設等の工事に伴う農地転用の届出について</p>	<p>議長</p>	<p>面積 72.00 m<sup>2</sup>の農業用倉庫を設置したものです。届出人の経営耕地面積は 129 アールです。</p> <p>続きまして報告事項第 3 号「電気事業者が行う送電施設等の工事に伴う農地転用の届出について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 13 号に規定する送電施設等に係る工事の為、一時的に工事用地として使用したい旨の届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>資料は 10-1 頁から 10-4 頁</p> <p>番号 1 届出人は 岡山市北区●●(株) 代表取締役 ●●、土地の所在 大字 別所——、地目は田、面積 991 m<sup>2</sup>の内 123 m<sup>2</sup> ほか一覧表に記載の 6 筆で、中国電力送電施設の保守工事において、当初の届出は平成 29 年 3 月に提出されておりますが、平成 30 年 3 月 26 日までとしていた当初の工期を平成 30 年 9 月 30 日まで延長するものです。以上でございます。</p> <p>何れも報告事項でございますので、ご承認を頂く訳でございますけれども、もしお尋ねがございましたらどうぞ、挙手のうえ質問を申し上げます。</p> <p>ございませんか? 無い様でございます。それでは報告事項を以上で終わります。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長</p>	<p>続きまして 3 月定例総会の日程につきまして、お諮りを致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>○3 月定例総会</p> <p>3 月 9 日 (金) 午後 3 時 00 分より</p> <p>現地確認の当番は、山下昇委員、山上真治委員、倉本哲男推進委員</p> <p>○2 月及び 3 月農家相談会について</p> <p>2 月の相談会は、2 月 15 日 (木) 担当：山上 委員欠席、谷岡貞幸 委員、山田 推進委員</p> <p>3 月の相談会は、3 月 15 日 (木)</p>
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後 5 時 0 0 分)</p>